

2 訓練実施要綱

(1) 県企画訓練分

令和6年度青森県原子力防災訓練（住民への情報伝達訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害が発生したことを想定し、住民に対する情報伝達方法の確認及び習熟を図り、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を目指す。

2. 訓練日時

令和6年11月9日（土）09：00～12：00

3. 実施場所

東通村内

4. 訓練想定

原子力災害が発生し、PAZ圏内、さらに30km圏内の一部の地区に避難指示が出されたことを想定する。

5. 訓練項目

防災行政用無線、車両による巡回広報、エリアメール、東通村公式LINE、Yahoo!防災速報アプリ等を用いて、住民防護措置訓練に合わせて、住民等に対する情報伝達を実施する。

6. 参加機関

東通村、東通消防署、東通村消防団、青森県

令和6年度青森県原子力防災訓練（住民防護措置訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害発生時における住民避難（一時移転）の際に、迅速かつ円滑に住民の陸路避難や安定ヨウ素剤緊急配布、また、土砂災害により孤立した地区の住民の空路避難を実施することにより、住民の防災知識の普及と意識の高揚並びに防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

令和6年11月9日（土）09:00～12:00

3. 実施場所

（1）陸路避難

- ・PAZ内：東通村白糠地区・老部地区・小田野沢地区の各一時集合場所
- ・UPZ内：東通村桑原地区・蒲野沢地区・鹿橋地区・石持地区の各一時集合場所、東通村立東通中学校

（2）空路避難

- ・離陸地：尻労地区（旧東通村立尻労小学校）
- ・着陸地：東通オフサイトセンター臨時ヘリポート

（3）安定ヨウ素剤緊急配布

- ・配布場所：東通村農産物加工センター（バス配布・ドライブスルー配布）、東通村体育館（バス配布）

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震による外部電源の喪失から、施設敷地緊急事態・全面緊急事態へと事態が進展したため、PAZ内地区住民へ避難を指示し、避難を開始した。

また、地震の影響から東通村尻労地区で土砂崩れが発生し、道路閉塞により同地区が孤立した。今後も余震の発生が想定され、放射性物質の放出が懸念される中、道路啓開（孤立の解消）に相当の時間を要することが見込まれる状況下において、避難が必要となったが、県防災ヘリコプターが定期点検中で対応困難であることから、県は自衛隊に対しヘリコプターによる住民の移送を要請した。

（時間をスキップし）その後、事故の進展により、放射性物質が放出され、空間放射線量率計においてOIL2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に国から一時移転指示が発令された。

5. 訓練項目

（1）陸路避難

- ①住民のバス避難の実施に係る手順等の確認
- ②避難住民に対する安定ヨウ素剤（模擬品）の緊急配布に係る手順等の確認

（２）空路避難

①陸上自衛隊ヘリコプターによる住民移送の実施に係る連携等の確認

②消防による飛行場外離着陸場の安全管理・警戒活動に係る手順等の確認

※詳細は、孤立地区からのヘリコプターによる住民搬送訓練実施要綱に記載

6. 参加機関

東通村、地域住民、東通村立東通中学校、東通消防署、東通村消防団、陸上自衛隊第9師団、公益社団法人青森県バス協会、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、青森県

令和6年度青森県原子力防災訓練（避難退域時検査・簡易除染訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

- ・ 避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤緊急配布、救護所の運営手順の確認
- ・ 資機材の展開及び撤収手順の確認
- ・ 関係職員の技術習得
- ・ 避難退域時検査場所への流入・流出が周辺道路の交通に支障を及ぼす可能性があるため、警察による交通規制・警戒警備訓練を併せて実施し、交通の円滑化を図る。

2. 実施日

令和6年11月9日（土） 9：30～11：30

3. 実施場所

六ヶ所村立千歳平小学校（上北郡六ヶ所村倉内笹崎396）周辺

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所での原子力災害により放射性物質が放出され、空間放射線量率計において0IL2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に一時移転指示が発令された。

原子力災害対策本部は、六ヶ所村立千歳平小学校を安全に活用することが可能であると判断したことから、県は六ヶ所村立千歳平小学校に避難退域時検査・簡易除染場所を開設することとし、資機材搬送手段の確保を県災害対策本部に依頼するとともに要員を現地へ派遣した。

5. 訓練項目

- （1）避難退域時検査会場設営及び運営（一部三菱重工業株式会社による避難退域時検査支援システム活用）
- （2）安定ヨウ素剤緊急配布
- （3）救護所の設置及び運営
- （4）避難退域時検査会場からの撤収

6. 参加機関

六ヶ所村、地域住民、国立大学法人弘前大学、公益社団法人青森県診療放射線技師会、東北電力株式会社、日本原燃株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電源開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社、公益社団法人青森県トラック協会、日本赤十字社青森県支部、陸上自衛隊第9師団、三菱重工業株式会社、青森県

令和6年度青森県原子力防災訓練（避難退域時検査に係る交通誘導・規制訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

東北電力株式会社東通原子力発電所における原子力災害が発生し、住民の一時移転が必要となった場合において、避難退域時検査場所への流入・流出車両による交通への影響を避けるため、警察による交通誘導等を実施することにより、円滑な避難実施を図る。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 09:30～11:00

3. 実施場所

六ヶ所村立千歳平小学校周辺

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所での原子力災害により放射性物質が放出され、空間放射線量率計においてOIL2（空間放射線量率 $20 \mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に一時移転指示が発令された。

県は六ヶ所村立千歳平小学校周辺に避難退域時検査・簡易除染場所を開設することとし、交通の円滑化のため、警察（野辺地警察署）が六ヶ所村立千歳平小学校周辺において交通誘導を実施することとなった。

5. 訓練項目

- ・ 車両指定箇所検査場所への避難車両の誘導
- ・ 避難退域時検査場所から公道への流入に係る誘導・規制

6. 参加機関

青森県警察本部（野辺地警察署）

令和6年度青森県原子力防災訓練（P A Z住民避難に係る交通規制訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

東北電力株式会社東通原子力発電所における原子力災害が発生し、全面緊急事態に至った場合、放射性物質放出前にP A Z内住民は避難を行い、U P Z内住民は屋内退避を行うこととなる。

その際、P A Z内住民の避難が円滑に進むためには、U P Z内住民の自主避難車両の避難経路への流入を抑制することが有効であると考えられるため、警察による交通規制を実施することにより、P A Z内住民の円滑な避難実施を図る。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 10：30～11：30

3. 実施場所

東通村 むつ警察署砂子又駐在所前

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所での原子力災害により、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難を指示した。また、U P Z内には屋内退避の指示が出され、P A Z内住民が青森市へ避難する経路について、U P Z内住民の自主避難車両の流入を抑制するため、交通規制を実施することとした。

5. 訓練項目

- ・ P A Z住民の避難経路への自主避難車両の流入に係る交通規制
- ・ 自主避難車両に乗車しているU P Z内住民へ、自宅等にて屋内退避を行う旨の周知

6. 参加機関

青森県警察本部（むつ警察署）、東北電力株式会社、青森県

令和6年度青森県原子力防災訓練（避難所開設・運営訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害発生時における住民避難の際に、迅速かつ円滑に避難所を開設・運営するための手順の確認を行い、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図るとともに、受入市町及び避難元市町村の共通理解を図る。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 09:30～13:00

3. 実施場所

東通村体育館

なお、むつ市、東通村、六ヶ所村、横浜町及び野辺地町における原子力災害発生時の広域避難先の避難所として想定するもの。

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震による外部電源の喪失から、施設敷地緊急事態・全面緊急事態へと事態が進展したため、PAZ内地区住民へ避難を指示し、避難を開始した。

事故の進展により、放射性物質が放出され、空間放射線量率計において0IL2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に一時移転指示が発令された。

広域避難先の受入市町は、避難住民受入のため、受入市町及び県と協力し、避難所を開設することとなった。なお、避難元市町村も避難所運営に加わる。

5. 訓練項目

（1）避難所開設

- ・ 避難住民受入のため、避難受入市町及び県による避難所の設営を行う。また、避難元市町村も協力し、避難所の設営を行う。
- ・ 避難者用居住スペース及び物資保管場所などを設置するとともに、避難所本部を配置する。

（2）避難所運営

ア 避難住民の誘導、受付

- ・ 避難住民の降車場所などに誘導要員を配置し、避難所内スタッフと連携し、降車した避難住民を順次避難所内受付へ誘導する。
- ・ 受付を終えた避難住民を避難エリアに誘導する。

- ・ 避難住民が降車した避難車両を駐車場所へ誘導する。

イ 物資の受入

- ・ 青森県トラック協会により搬送された物資（ダンボールベッド等）を受け取り、物資保管場所に搬入する。（物資搬送・受入訓練と連接）

ウ 食事の提供

- ・ 非常食等を飲食できるよう準備し、避難住民に提供する。

（３）避難所運営体験、住民向け講習会

ア 避難所運営体験

- ・ 順次避難所へ到着する避難住民を対象とし、特定非営利活動法人青森県防災士会の指導のもと、段ボールベッドの組み立て等に係る講習を実施する。

イ 可搬型エアテント（陽圧化可能）の展示及び内部見学

- ・ 放射線防護対策施設における陽圧化のバックアップ装置としても機能し得ると考えられる可搬型エアテントを設置する。

ウ 住民向け講習会

- ・ 特定非営利活動法人青森県防災士会による避難等に係る講習会及び青森県による原子力防災に係る講習会を実施する。

6. 参加機関

東通村、むつ市、六ヶ所村、横浜町、野辺地町、青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平内町、地域住民（東通村及びむつ市）、東通村立東通中学校、特定非営利活動法人青森県防災士会、公益社団法人青森県トラック協会、再処理機器株式会社、青森県

令和6年度青森県原子力防災訓練（物資搬送・受入訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害時における対応体制の検証・確認及び緊急時対応能力の向上を目的とする。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土）10：15頃～

3. 実施場所

東通村体育館

なお、原子力災害発生時の広域避難先の避難所として想定するもの。

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震による外部電源の喪失から、施設敷地緊急事態・全面緊急事態へと事態が進展したため、PAZ内地区住民へ避難を指示し、避難を開始した。

事故の進展により、放射性物質が放出され、空間放射線量率計において0IL2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に一時移転指示が発令された。

広域避難先の受入市町は、避難住民受入のため、受入市町及び県と協力し、避難所を開設し、避難者受入を開始した。また、避難元市町村職員も避難所運営に加わった。

その後、国からのプッシュ型の支援により、物資拠点に救援物資が到着したことから、避難所へ物資の搬送を行うとともに、避難所において受入を行うこととなった。

5. 訓練項目

- （1）物資拠点（仮想：県庁）において、救援物資を公益社団法人青森県トラック協会の車両に積込する。
- （2）公益社団法人青森県トラック協会により避難所（東通村体育館）に物資を搬送する。
- （3）公益社団法人青森県トラック協会が車両から救援物資を荷下ろしし、避難所運営要員に引き渡す。

6. 参加機関

公益社団法人青森県トラック協会、東通村、青森県

令和 6 年度青森県原子力防災訓練（傷病者等搬送訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

東北電力株式会社東通原子力発電所内において傷病者が発生、被ばく傷病者の搬送について、原子力災害医療協力機関等へ搬送するに当たっての対応の検証を行う。

2. 実施日時

令和 6 年 11 月 9 日（土） 09:00～12:30

※受付は 8:30～9:00 まで

3. 実施場所

野辺地町運動公園内（青森県上北郡野辺地町字松ノ木）

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所 1 号機の定格熱出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、空間放射線率計において 0IL2（空間放射線量率 $20 \mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に一時移転指示が発令された。

そうした中で、東通村内での一時集合場所において地区住民に傷病者が発生し、また東北電力株式会社東通原子力発電所内において傷病者が発生し、それぞれ救急搬送が必要となった。

5. 訓練内容

（1）救急車養生訓練

（2）東通村内での一時集合場所で発生した傷病者（汚染なし）に係る、救急引継所を経由した消防機関間の引継及び原子力災害医療協力機関への搬送（開始まで）

（3）東北電力株式会社東通原子力発電所内で発生した汚染疑い傷病者に係る、事業者から消防機関への引継（模擬）、むつ総合病院で初期診療実施後の転院搬送を想定。救急引継所を経由した消防機関間の引継及び原子力災害拠点病院への搬送（開始まで）

<実施場所ごとの訓練実施内容>

ア 救急車養生訓練

<時間>

09:30～10:30

<内容>

救急車等の車内の汚染を防止し、被ばく傷病者等の搬送時の安全確保を図るため、車内の活動場所について、養生を実施する。

○参加機関：事業者（講師 10 名）

青森救急、八戸救急、下北救急（2 台）、中部救急 全 5 台

イ 救急引継所開設～運営

<時間>

10:35～12:00

<内容>

野辺地町運動公園に救急引継所を開設し、搬送された傷病者の医療機関へ搬送する救急隊への引継を実施する。

(開設・運用は北部上北消防)

ウ 東通村内での一時集合場所で発生した傷病者（汚染なし）への対応

<時間>

10:35～11:10

<内容>

東通村内での一時集合場所で発生した傷病者（汚染なし）に係る救急引継所を経由した消防機関間の引継及び原子力災害医療協力機関への搬送（開始まで）。

○参加機関：北部上北消防、下北消防、中部消防、事業者

エ 東北電力株式会社東通原子力発電所内で発生した汚染疑い傷病者への対応

<時間>

11:10～11:50

<内容>

東北電力株式会社東通発電所内（想定）で発生した汚染疑い傷病者に係る、事業者から消防機関への引継（模擬）。

むつ総合病院で初期診療実施後の転院搬送を想定した、救急引継所を経由した消防機関間の引継及び原子力災害拠点病院への搬送（開始まで）。

○参加機関：北部上北消防、下北消防、青森消防、八戸消防、事業者

6. 参加機関

北部上北広域事務組合消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部、青森地域広域事務組合消防本部、弘前地区消防事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、中部上北広域事業組合消防本部、東北電力株式会社、日本原燃株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電源開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社、青森県

○傷病者等搬送訓練 タイムスケジュール 11月9日(土)

時間	実施内容	実施者
～09:00	・参加機関集合、受付	北部上北消防、青森県
09:00 ～ 09:30	・自己紹介など ・訓練会場の下見と各種注意事項のなど	全訓練参加者
09:30 ～ 10:30	・救急車養生、防護服着用等 ・各救急車に事業者講師が各2名体制で指導	事業者(講師) 各消防本部
10:35 ～ 10:50	○東通村内一時集合場所(傷病者A) ・東通村 ～ 野辺地町 ・引継所での引継 ・公立野辺地病院への搬送(開始まで)	北部上北消防 下北消防 事業者
10:55 ～ 11:10	○東通村内一時集合場所(傷病者B) ・東通村 ～ 野辺地町 ・引継所での引継 ・十和田市立中央病院への搬送(開始まで)	北部上北消防 下北消防 中部上北消防 事業者
11:10 ～ 11:20	○東通原発内の傷病者への対応(傷病者D) ・東通村～むつ市～野辺地町 ・事業所～むつ総合病院～傷病者引継～搬送 ・引継所での引継 ・青森県立中央病院へ搬送(開始まで)	北部上北消防 下北消防 青森消防 事業者
11:25 ～ 11:40	○東通原発内の傷病者への対応(傷病者E) ・東通村～むつ市～野辺地町 ・事業所～むつ総合病院～傷病者引継～搬送 ・引継所での引継 ・八戸市立市民病院へ搬送(開始まで)	北部上北消防 下北消防 八戸消防 事業者
11:40 ～ 11:50	休 憩	全訓練参加者
11:50 ～ 12:10	養生及び簡易防護具等の除去方法(展示のみ)	事業者(講師)
12:10 ～ 12:30	訓練の振り返り及び評価・講評 (進行) 北部上北消防 評価 弘前消防、青森県消防保安課	全訓練参加者
12:30	全訓練参加者 解散・撤収	全訓練参加者・北部上北

令和6年度青森県原子力防災訓練（道路啓開訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

東北電力株式会社東通原子力発電所における原子力災害が発生した場合において、地震の影響による土砂災害により、避難経路の道路で土砂崩れが発生し、道路啓開が必要となったことから、重機により土砂等を撤去し、円滑な避難実施を図る。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 11：20頃～11：50頃

3. 実施場所

東通村体育館向かい砂利駐車場

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、また、地震の影響による土砂災害により、UPZ内住民の避難経路（東通村尻労地区を想定）となる道路に土砂が流入し、道路啓開が必要となった。

県は円滑な避難のため、一般社団法人青森県建設業協会下北支部に対し、道路啓開を依頼するとともに、陸上自衛隊第9師団に対して災害派遣を要請した。

5. 訓練項目

東通村体育館向かい砂利駐車場を避難経路と仮想し、道路の啓開作業の実施

6. 参加機関

一般社団法人青森県建設業協会下北支部、陸上自衛隊第9師団、青森県

令和6年度青森県原子力防災訓練（孤立地区からのヘリコプターによる住民搬送訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

全面緊急事態発生時、UPZ内にて屋内退避を実施している中で、余震による土砂崩れにより、道路閉塞に伴う孤立地区が発生した。今後も余震の発生が想定され、また、放射性物質の放出が懸念される中、道路啓開に相当の時間を要することが見込まれることから、土砂災害により孤立した地区の住民に対するヘリによる搬送について、手順等の確認を行う。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 10：45～11：25

※11：00頃 旧尻労小学校離陸予定

11：15頃 東通オフサイトセンター臨時ヘリポート着陸予定

3. 実施場所

東通村旧尻労小学校（離陸地）

東通オフサイトセンター臨時ヘリポート（着陸地）※UPZ外として想定

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

UPZ内住民が屋内退避を実施しているなか、地震の影響により東通村尻労地区で土砂崩れによる道路閉塞により同地区が孤立した。今後も余震の発生が想定され、また、放射性物質の放出が懸念される中、道路啓開（孤立の解消）に相当の時間を要することが見込まれる状況下において、早期の救助が必要となったが、県防災ヘリコプターが定期点検中で対応困難であることから、県は自衛隊にヘリコプターでの住民の搬送を要請した。

5. 訓練内容

自衛隊ヘリによる住民の救助、消防等によるヘリポートの警戒活動

<実施場所ごとの実施内容>

（1）東通村旧尻労小学校

- ・ 東通村尻労地区が孤立した想定で、地区内にある同小学校グラウンドを場外離着陸場とし、東通消防署及び東通村消防団が安全管理を実施
- ・ 住民及び同行者をヘリまで誘導し、搭乗
- ・ 東通オフサイトセンター臨時ヘリポートへ搬送

（2）東通オフサイトセンター臨時ヘリポート

- ・ 東通消防署による安全管理
- ・ 陸自ヘリ着陸～住民引継

6. 参加機関

陸上自衛隊第9師団、東通村、地域住民（東通村）、東通消防署、青森県

令和6年度青森県原子力防災訓練（海上自衛隊の艦船による住民搬送訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

避難計画に基づき、自家用車避難ができない方々や陸路が使えない場合を想定し、大湊港から海上自衛隊艦船を用いた住民の海路避難を実施することにより、関係機関との連携強化や、手順等の確認を行う。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 08:45頃～10:00頃

※09:00出航、09:50頃帰港予定

3. 実施場所

大湊港

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所での原子力災害の発生により放射性物質が放出され、空間放射線量率計において 0IL2（空間放射線量率 $20\mu\text{ Sv/h}$ ）超を検出した地区に国から一時移転指示が発令された。

むつ市の住民の一部は、大湊港から海上自衛隊艦船を用いた海路避難を実施することとなった。

5. 訓練内容

大湊港から海上自衛隊艦船（大型曳船）を用いた住民の海路避難を実施する。
（なお、着地は模擬とし、湾内航行を予定）

6. 参加機関

海上自衛隊大湊地方総監部、むつ市、地域住民（むつ市）、青森県

令和6年度原子力防災訓練（緊急時モニタリング訓練）実施要綱

1. 訓練の目的

原子力災害時における緊急時モニタリングの実施体制の確立及び緊急時対応能力の向上を目的とする。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 09:00～15:00

3. 訓練場所

青森県原子力センターほか

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において全面緊急事態が発生し、発電所周辺地域に放射性物質の影響が及んだことから、緊急時モニタリングを実施するものである。

5. 訓練項目

（1）防護服の着脱訓練

屋外活動中の放射性物質による汚染防止及び汚染の拡大防止に配慮し、防護服等の着用及び脱衣を行う。

（2）空間放射線量率の測定訓練

固定観測局やモニタリングカーなどにより空間放射線量率の測定を行い、オフサイトセンターに設置される緊急時モニタリングセンター（情報収集管理グループ等）と連携し測定結果の妥当性確認を行う。

（3）環境試料の採取・分析訓練

環境試料（土壌等）の採取及び分析を行い、オフサイトセンターに設置される緊急時モニタリングセンター（情報収集管理グループ等）と連携し分析結果の妥当性確認を行う。

（4）モニタリング要員の汚染検査・除染訓練

屋外活動から帰還した要員の放射性物質による汚染状況を検査し、必要に応じ除染を行う。

（5）緊急時モニタリングセンターとの連絡調整訓練

緊急時モニタリングセンター（企画調整グループ等）と連携し、緊急時モニタリングの実施状況等の共有及び今後実施する現地活動の内容を調整する。

6. 参加機関

原子力規制庁、公益財団法人環境科学技術研究所、公益財団法人日本海洋科学振興財団、公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター、青森県（原子力センター、環境政策課、環境保全課、東青地域県民局環境管理部、中南地域県民局環境管理部、三八地域県民局環境管理部、下北地域県民局環境管理部）

令和6年青森県原子力防災訓練（オフサイトセンター参集・立上訓練）実施要綱

1. 訓練目的

原子力災害時に緊急応急対策及び情報共有の現地拠点となるオフサイトセンターについて、要員参集体制や通信状況の確認を行い、原子力災害初動期（警戒事態及び施設敷地緊急事態）における体制を確認する。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 10:00～12:00

3. 実施場所

東通オフサイトセンター

4. 訓練開始時点の状態

施設敷地緊急事態発生に伴う機能班要員への参集要請が行われ、運営の中核となる国要員が到着するまでの状況を模擬することとする。また、オフサイトセンター立ち上げ要員及び国職員により、出入管理マニュアル及び東通オフサイトセンター運営要領に基づき、以下の対応がなされているものとする。

- ・正面玄関の施錠による関係者以外の立ち入りの制限
- ・統合原子力防災ネットワークの国管理分の立ち上げ

5. 訓練項目

- (1) OFC参集要員への一斉通報システムによる参集要請
- (2) オフサイトセンター参集要員の受付
- (3) オフサイトセンター内の県及び市町村ブースの通信機器の立ち上げ
- (4) 統合原子力防災ネットワークの機器状況のとりまとめ及び原子力防災システム（N I S S）による各種情報の報告
- (5) 放射性物質放出に備えた建屋の陽圧化装置の起動

6. 参加機関

青森県、東通村、東北発電工業株式会社、原子力規制事務所、東北電力株式会社
（オフサイトセンター参集機関を想定）